

「川崎市立地適正化計画」（素案）に関する意見募集（パブリックコメント手続）の実施結果について

1 概要

本市では、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害リスクの高まりを踏まえ、市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをより一層推進するため、「川崎市立地適正化計画」（素案）をとりまとめ、この計画素案について市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、36通（意見総数82件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市立地適正化計画」（素案）の策定について
意見の募集期間	令和6年9月6日（金）～令和6年10月23日（水）
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
意見募集の周知方法	・ 市政だより（令和6年10月1日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、教育文化会館、まちづくり局計画部都市計画課 ほか
意見の公表方法	・ 市ホームページ ・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、教育文化会館、まちづくり局計画部都市計画課

3 意見募集の結果

意見提出数（意見件数）		36通（82件）
内 訳	郵 送	3通（9件）
	持 参	3通（14件）
	FAX	4通（4件）
	電子メール	26通（55件）

4 御意見の内容と対応

(1) 実施結果

ア 実施期間：令和6年9月6日（金）～令和6年10月23日（水）

イ 意見総数：36通82件

ウ 意見の対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画全般に関すること（3ページ～）	0	2	0	1	0	3
2 居住促進に関すること（4ページ～）	1	3	0	17	0	21
3 都市機能誘導に関すること（9ページ～）	0	4	0	6	0	10
4 防災指針に関すること（12ページ～）	1	1	0	18	2	22
5 届出制度・目標値・進行管理に関すること（20ページ～）	0	0	0	7	0	7
6 その他（22ページ～）	0	0	1	5	13	19
合計	2	10	1	54	15	82

【対応区分】 A：意見を踏まえ、反映したもの B：意見の趣旨が素案に沿ったもの C：今後の参考とするもの

D：質問・要望で、素案の内容を説明するもの E：その他

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

計画全般についての賛同、居住促進に係る取組の推進、都市機能誘導に係る誘導施設の維持・誘導に向けた取組の推進や、水害・土砂災害等に対する災害対策の推進などに関する御意見が寄せられました。

イ 本市の対応

いただいた御意見は、その趣旨が素案に沿ったものや、素案に対する御要望・御提案などであったことから、案の趣旨をより丁寧に示すために、一部御意見を踏まえた説明の補足を本素案に加え、「川崎市立地適正化計画」（案）をとりまとめました。

今後、案について、都市計画の手続きに準じた縦覧を行うとともに意見募集を行い、その結果を都市計画審議会に諮問し、その答申を受けて「川崎市立地適正化計画」の策定を行います。

1 計画全般に関すること（3件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
1	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えのもと、公共交通網についても同時に検討すべきだと思うが、計画検討はされているか。	本計画につきましては、「川崎市総合都市交通計画」や「川崎市地域公共交通計画」の考えと整合・連携を図りながら取組を進めております。 今後の人口動態、社会状況や令和7年度の改定を想定している「川崎市総合都市交通計画」及び「川崎市地域公共交通計画」などを踏まえ、引き続き都市計画と交通政策で連携を図りながら都市づくりを進めてまいります。	B
2	都市の適正化を進めることは、様々な対策が必要になり、費用もかかるため、各研究機関に知恵を出していただき、計画の質を高めてもらうようにしてほしい。	本計画につきましては、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしております。見直しにあたりましては、必要に応じて専門的な知見を得ることも含め、様々な観点から検討を行ってまいります。	D
3	まちづくりの方針として「居住促進」と「都市機能誘導」が分けて書いてあるが並行して進めるのか、どちらかを優先して進めるのか教えてほしい。	居住促進及び都市機能誘導につきましては、魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくりに向け、相互に連携を図りながら取組を行ってまいります。	B

2 居住促進に関すること（21件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
4	都市計画法がある中で土砂災害のリスクがあるエリアに対して、市が独自にルールを設けるのは不適切ではないか。	本計画につきましては、都市再生特別措置法に基づき策定するもので、同法の規定に基づき、本計画においては、土砂災害特別警戒区域を居住促進区域から外しております。また、居住促進区域外等で一定規模以上の開発行為や建築行為等を行う場合には、同法の規定により、事前に届出を行うことが義務付けられております。そのため、本市が独自にルールを定めているものではありません。 なお、洪水浸水想定区域の計画規模浸水深3 m以上のエリアで住宅の用に供する建築物の新築や改築などを行う際には、市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促してまいります。	D
5	バスではなく鉄道機関を充実させない限りまちの発展はないと思う。	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、鉄道計画関連事業を位置づけており、本市の骨格形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向けて、鉄道事業者や他自治体等との連携により、既存ストックを最大限に活かした鉄道ネットワークの形成を図ってまいります。	D
6	J R 南武線の長編成化や駅の構造の充実など鉄道駅の利用環境の向上を進めてほしい。	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、鉄道計画関連事業を位置づけており、J R 南武線の輸送サービスの改善や改札口の新設などの鉄道駅の利用環境の向上につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、J R 東日本に要望しているところです。	D
7	南加瀬・小倉地区の人口増加に伴い、新川崎駅利用の通勤・通学者が急増し駐輪場が不足しているため、新川崎交通広場駐輪場の増設をお願いしたい。	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、放置自転車対策事業を位置づけており、駐輪場の整備につきましては、「川崎市自転車活用推進計画」に基づき取組を推進しております。引き続き、安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進に向け、一層の自転車施策の取組を推進してまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
8	西加瀬の住宅地の真ん中にある三菱ふそう工場跡地に、巨大物流倉庫の建設を、川崎市は容認したのか。環境アセスメントや地区計画審議会で、住環境の悪化を心配し、反対している。居住促進区域の方針である「持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善」を踏まえるならば、この事業を中止するべきなのではないか。（同趣旨他1件）	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、南武線沿線まちづくり推進事業を位置づけており、西加瀬地区につきましては、事業者が「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」（平成31年川崎市策定）を踏まえつつ、本市の働きかけに応じ、地元への説明・意見交換を行うとともに、地元要望を踏まえた計画の見直しなどの対応を行ってまいりました。引き続き、事業者に対し、周辺住民への丁寧な説明や、可能な限り周辺環境への配慮を行うことなどを働きかけてまいります。 なお、居住促進区域は、将来にわたり人口密度を維持し、生活サービスや交通利便性、コミュニティ等が持続的に確保されるように居住を促進する区域です。また、居住促進の方針としましては、持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善と設定し、日常の暮らしを支える都市機能が立地可能な環境の整備、地域交通環境の向上やこれらと連携した居住地の維持に向けた取組の促進や、快適に住み続けられる住環境の整備などを進めてまいります。	D
9	人口減少を反転させるためには3人以上の多子世帯をいかにして増やすかが重要であり、そのためには多子世帯をもてば大きな床面積の住まいを得られやすくなるような施策を検討してほしい。	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、住宅政策推進事業を位置づけており、高経年住宅などの住宅ストックを活用した世代間循環を促進し、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供や高齢者世帯への住まいを活かした豊かな高齢期の実現を支える利便性の高い地域等への住み替えの促進を図るなど、子育て世帯の定住促進や高齢者世帯の安定居住に向けた取組を進めているところです。 また、本市の市営住宅につきましても、多家族世帯や若年・子育て世帯の入居機会を確保するために、一定の戸数枠を設ける優遇や募集枠の拡大などの取組を実施しております。引き続き、子育て世帯の人口動向等を踏まえながら、子育て世代の居住ニーズに対応した施策を構築するなど、子育てしやすい住まいや環境を整備するとともに、誰もが安心して住み続けられる魅力あるまちづくりを進めてまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
1 0	将来、居住促進区域外から区域内へ居住を移転した場合、移転前の土地の固定資産税の減免や市の買取・寄付、移転に対する補助などの対応を図ってほしい。（同趣旨他 1 件）	居住促進区域につきましては、将来的な建て替えなどのタイミングに合わせた緩やかな居住の促進を図っていくものであり、居住促進区域外における居住を制限するものではありません。 また、移転後の土地の減免・買取や移転に対する補助につきましては、今後の人口動態や社会状況等を踏まえ、国の動向を注視してまいります。	D
1 1	全体的に計画素案の内容に賛同するが、災害が発生するおそれがある場所で、新たな届出を設けることはよい対策だと思う反面、もう少し居宅の建設を制限した方がよいかなと思うが、状況に応じて計画の見直しをしていけばよいと思う。	災害への対応につきましては、まずは届出により自然災害リスクの周知や浸水被害軽減の配慮の促進などを行っていくことを想定しており、今後の社会状況などを踏まえながら対応を検討してまいります。	B
1 2	地域ごとや自治会ごとに居住促進区域内と区域外を設定する方が分かりやすいのではないかな。	都市再生特別措置法や都市計画運用指針等において、市街化調整区域や土砂災害特別警戒区域など、他の法令で既に設定されている区域を即地的に居住促進区域外に設定することとされていることから、地域や自治会ごとに区域を設定しておりません。	D
1 3	歩道は段差等を作るのを禁止し、車いす等が通行しやすい構造を基本とすべきである。	本計画では第 4 章の居住促進に係る事業として、バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業を位置づけており、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定されている「道路移動等円滑化基準」及び「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」（国交省）におきましては、「車椅子使用者が困難なく通行でき、かつ、視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知できるよう、横断歩道に接続する歩道等の部分においては高さ 2 c m を標準とした段差を設けるもの」とされております。 今後も歩行者が安全で安心して利用しやすい空間づくりを推進するとともに、誰もが安心して安全に暮らせるようバリアフリーのまちづくりを推進してまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1 4	大変素晴らしい計画だと思います。 「人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり」について、人口動態に対してどのように対応する考えなのか。	本市は市全域で人口密度が高く、人口についても令和１２年頃にピークを迎えた後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されており、計画期間となる２０年後においても、現在より人口が多いことが想定されていますが、今後の人口動態等を注視してまいります。	B
1 5	鉄道やバスなどの公共交通ネットワークについて、特に市営バスは現状の維持が困難であることが各自治体で問題となっており、川崎市でも、鉄道駅徒歩圏外に居住の高齢者は多く、バスの需要は高いと思われるが、自動運転バスの増強などによって、問題解決を図ることを考えているのか。	本計画では第４章の居住促進に係る事業として、地域公共交通推進事業を位置づけており、全国的な運転手不足の深刻化により、本市においてもバスの減便が生じていることから、持続可能な交通環境の形成を図るため、路線バスの維持にむけて、路線バスの効率化とともに、自動運転バスの実装に向けた取組などを進めてまいります。	D
1 6	本計画は大変素晴らしい。地域ごとの優先順位をつけながら市民が住みやすく便利で快適かつ地元愛が育まれるような施策を着実に進めてほしい。	本計画の推進につきましては、居住促進区域及び都市機能誘導区域を設定し、人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくりをめざし、取組を進めてまいります。	B
1 7	居住促進区域に誘導すると、区域外には空家や空地、管理不全の土地・建物が大量に発生するが、その対策についてどのように考えているのか。	本市は市全域で人口密度が高く、人口についても令和１２年頃にピークを迎えた後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されており、計画期間となる２０年後においても、現在より人口が多いことが想定されていることから広く居住促進区域を設定しております。適正な管理が行われていない空家等につきましては、「第２期川崎市空家等対策計画」に基づき、今後の人口動態等を踏まえつつ、土地利用や建物の状況を注視しながら、対策を推進してまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
18	魅力ある公園緑地等の整備について、大きな公園以外にも、小さな公園にも目を向けて、子どもが遊びやすいような除草対応や人目を隠さないような樹木の管理を行って欲しい。	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、魅力的な公園整備事業や公園緑地維持管理事業を位置づけており、これまで樹木などの特性に応じた時期に剪定を行うなど適切な対応に努めてまいりました。今後につきましても、引き続き、公園の立地や利用状況、沿道からの景観、見通しの確保等を考慮するなど計画的な維持管理に取り組むとともに、市民、団体、企業等の多様な主体との協働・共創による取組を進めてまいります。	D
19	自宅周辺が都市機能誘導区域に該当しているのだが、一戸建てや低層マンションを主体とした住宅街でもあるため、快適に住み続けられる住環境の整備を求める居住促進区域とすべきである。	都市計画運用指針に基づき、原則として、都市機能誘導区域は、居住促進区域内において設定されるものであるとされていることから、本市の都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めておりますが、市民にその趣旨がより分かりやすく伝わるよう、御意見を踏まえ、「第5章 都市機能誘導区域」に、現計画において、都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めている旨を追記いたしました。	A
20	移動に不便を感じる。バスは遅延や混雑が発生するので鉄道網を整備してほしい。	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、鉄道計画関連事業を位置づけており、市内外の都市拠点や羽田空港、新幹線駅へのアクセス向上や既存鉄道の混雑緩和に向けて、既存鉄道路線の機能強化を促進するとともに、鉄道沿線のまちづくりとの連携を図り、交通の円滑化や都市機能の向上をめざしているところですが、新たな鉄道路線の整備につきましては、横浜市高速鉄道3号線の延伸など、関係機関等と協議を進めているところです。	D
21	等々力緑地の再整備では、貴重な樹木を伐採し、集客施設などを新設する計画進めるのか。居住促進区域の方針である「持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善」を踏まえるならば、この事業を中止するべきなのではないか。	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、等々力緑地再編整備事業を位置づけており、等々力緑地につきましては、民間活力を導入しながら施設の老朽化や防災対策の充実、日常的な賑わいの創出、緑地を取り巻く社会環境の変化（オープンスペースの重要性、ニーズの多様化等）などに対応するため、引き続き、再編整備の取組を進めてまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
2 2	都市緑地法の改正に合わせ、緑地の確保を民間企業にも働きかけていくのか。	本計画では第4章の居住促進に係る事業として、都市緑化推進事業を位置づけており、事業者等との協働・連携により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進することで緑化の推進に努めております。都市における緑地の質・量両面での確保等を実現するための都市緑地法の改正等を踏まえ、引き続き、緑地の確保に向けて取組を進めてまいります。	D

3 都市機能誘導に関すること（10件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
2 3	休みの日に利用したい魅力的な面白い街がない。大きな商業施設を誘致するのもよいが、他のまちと差が生じないため、個人店や文化的施設などの誘致を積極的に行うことで魅力的なまちとしてほしい。	本市は市全域に居住地が広がっているため小規模な商業施設や診療所など居住者の生活に密着した施設は市全域にあることが望ましいと考えており、また、都市の衰退を防ぐため、広域的な利用の施設の維持・集積を図る必要があると考えております。そのため、都市機能誘導区域の魅力の維持・向上のため広域的な集客が見込める施設を誘導施設として設定しております。 今後の都市機能の動向を踏まえながら、地域特性やポテンシャルを活かした、都市の魅力や活力を高めるまちの形成を推進してまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
2 4	コンパクトシティをめざすため、麻生区役所の規模の見直し、麻生消防署の立地の見直しや駅周辺の道路・ロータリー機能の強化が必要だと思う。 また、新百合ヶ丘駅への道路アクセスについても強化してほしい。	本計画では第5章の都市機能誘導に係る事業として、新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり事業を位置づけており、「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針（案）」に基づき、駅周辺の課題の改善やより魅力ある広域拠点の形成に向けて、「駅周辺の交通環境の改善及び交通結節機能の強化等」や「多様な都市機能の拡充と賑わいの創出」等の方針を掲げております。 また、駅北側のまちづくりについては、早急な交通環境の改善が求められていることから、先行的に検討を進めるとともに、駅北側のまちづくりの検討にあたっては、区役所等の公共施設の建替えの可能性も含めて幅広く検討を進めることとしております。 引き続き、同地区のコンパクトで効率的なまちづくりを推進してまいります。	D
2 5	計画素案の内容については、概ね賛同する。今後川崎市の魅力を高めるよう、都市機能の維持や誘導を進めて欲しい。	本計画の基本方針に基づき計画的なまちづくりを推進してまいります。また、既存の都市機能の維持や機能更新による魅力向上を基本としながら、今後の再開発の動向などを踏まえた都市機能の新たな誘導を推進することで、まちづくりの方針である「地域特性やポテンシャルを活かした、都市の魅力や活力を高めるまちの形成」を進めてまいります。	B
2 6	都市機能誘導区域の設定に際して、線引き基準として商業系用途地域を用いているが、鉄道駅を中心とした集約的な拠点形成をめざすのであれば、面的な設定が望ましく、かつ範囲も既存の用途地域だけではなく駅を中心とした円形の範囲をより広域に設定してもよいのではないか。	都市機能誘導区域の設定につきましては、誘導施設を建築する場合の法令上の規制を考慮して、商業系用途地域で線引きをしております。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
27	今後、「都市再開発の方針」や用途地域に変更が生じた場合は、それに応じて都市機能誘導区域も設定を変更するべきではないか。	都市機能誘導区域の設定につきましては、「都市再開発の方針」や用途地域の変更にあわせて随時変更してまいります。	B
28	広域拠点・地域生活拠点の鉄道駅周辺でさらなる都市機能の誘導を図る目的で新たに2号再開発促進地区・整備促進地区を設ける見込みはあるのか。 また、時代の変遷に応じて誘導施設についても見直しはあるのか。	2号再開発促進地区及び整備促進地区につきましては、「都市再開発の方針」に位置づけられており、計画的な再開発が見込まれる場合には、適宜、見直しを図ることとしており、これに伴い、都市機能誘導区域につきましても必要に応じて見直しを図ってまいります。 また、誘導施設につきましても、社会状況等を踏まえながら、適宜見直しを図ってまいります。	D
29	再開発が行われた駅前を中心とする都市機能誘導区域内への一般車の進入を制限して、公共交通機関・徒歩アクセスを重視したウォーカブルなまちづくりを進める施策や「駐車場配置適正化計画」を設定して集約駐車施設を設け、極力駅周辺に車の流入を防ぐような施策をとるべきではないか。	本計画では第5章の都市機能誘導に係る事業として、駐車施設整備推進事業を位置づけており、駐車場施策と連携を図りながら取組を進めておりますが、本計画におきまして駐車場配置適正化計画を設定することは検討しておりません。 また、ウォーカブルなまちづくりにつきましては、国による「まちなかウォーカブル推進プログラム」が策定されており、まちなかを車中心からひと中心の空間へ転換し、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成をめざすべく、ウォーカブル推進都市とし本市も賛同しており、引き続き、魅力ある都市拠点の整備等において取組を進めてまいります。	D
30	駅の付近に何もかも集中してしまい、駅から少し離れたところの商店街が衰弱し、増える高齢者にとっては、ますます生活しにくくなっていると思う。	本市では都市計画マスタープラン等に基づき、駅から離れた郊外部におきましては、地域交流の場の形成や多世代が交流できる住環境の整備を推進するとともに、人口減少や高齢化が進行する地区につきましては、住み替えや空家の活用等により多世代の居住を促進するまちづくりに取り組んでおります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
3 1	公共施設マネジメントとどう整合性をとるのか教えてほしい。また、その他の関連計画についても、整合を図っていくのか。（同趣旨他 1 件）	本計画に基づくまちづくりの取組を進める上では、利用状況や将来の利用想定等を考慮しながら、必要に応じて「川崎市資産マネジメント第 3 期実施方針」等を踏まえつつ、各公共施設の立地に関する取組等と連携してまいります。 また、その他の関連計画との整合につきましても、連携・整合を図りながら計画の策定を進めております。	B

4 防災指針に関すること（2 2 件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
3 2	現在の居住地は過去に浸水の被害にあっている。随時対策の進捗状況を市民に知らせてほしい。	本計画では第 6 章の防災指針に係る事業として、河川改修事業や浸水対策事業を位置づけているほか、令和元年東日本台風などによる災害に対する対策につきましては、河川や下水道等による取組を鋭意進めており、その進捗状況につきましても、随時、市ウェブサイト等において情報提供しているところをございまして、引き続き、丁寧な周知に努めてまいります。 なお、本計画におきましては、令和元年東日本台風と同規模の降雨規模である洪水浸水想定区域の計画規模浸水深 3 m 以上のエリアで住宅の用に供する建築物の新築や改築などを行う際に、市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促してまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
3 3	川崎市は東京に近いので、東京での災害発生時等の緊急避難場所として公営住宅を多く作るべきである。	本計画では第6章の防災指針に係る事業として、地域防災推進事業を位置づけており、被災が想定されない安全区域内に立地する、又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する等の要件を満たした市立小中学校等を緊急避難場所として指定しております。 また、市営住宅につきましては、「第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、適切に整備・管理を行っております。 なお、災害時の被災者の受入等につきましては、神奈川県と連携しながら、既存の民間賃貸住宅ストックを活用する「賃貸型応急住宅」につきまして、協力不動産店の拡充に取り組むとともに、定期的な訓練による住宅の提供体制の強化を進めております。	D
3 4	幹線道路脇を植栽化して、建物が倒壊しても道路をふさがない構造にすべきである。	本計画では第6章の防災指針に係る事業として、街路樹適正管理事業を位置づけており、幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を防止するなど、優れた防災機能を有していることから、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。 なお、災害発生時に被災者の避難及び救急活動人員や物資等の緊急輸送を円滑に行うため、県内の各道路管理者等で緊急輸送道路の指定等を検討し、道路の効果的な管理と円滑な復興・復旧に向けた取組を行っております。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
3 5	避難等に配慮した建築計画にするよう、指導してほしい。	御意見のとおり、本計画では、洪水浸水想定区域計画規模浸水深 3 m以上のエリアで住宅の用に供する建築物の新築や改築などを行う際に、市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見定める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促してまいります。この助言の中で、避難等に配慮する内容についても記載する想定をしております。	B
3 6	マンションでは、電気設備を地下に置かないようにすべきである。	電気設備につきましては、国が公表している「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の建築関連団体への情報提供や本市ホームページでの公表など広く周知を行っております。	E
3 7	鉄道路線などは高架化しており、震災時には倒壊などで利用できないことが想定されるため、復興や救援物資の物流は幹線道路が担うと思われるが、主要幹線道路付近に高層建築物を建てないなど、事前に対策を行っているのか。また、災害時の道路ネットワークについても検討しているのか。	本計画では第 6 章の防災指針に係る事業として、道路計画調査事業を位置づけており、災害発生時の救出・救助活動や救援物資の輸送等を円滑に行うため、緊急輸送道路の整備を推進するとともに、道路利用者等への周知や沿道建築物の損壊を防ぐ取組を進めております。 また、緊急輸送道路内の特に重要な区間につきましては、沿道の建築物の倒壊等により緊急車両等の通行が妨げられないことがないよう、沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、建築物の耐震化の促進に取り組んでおります。 災害時の道路ネットワークにつきましては、災害発生時に被災者の避難及び救急活動人員や物資等の緊急輸送を円滑に行うため、県内の各道路管理者等で緊急輸送道路の指定等を検討し、道路の効果的な管理と円滑な復興・復旧に向けた取組を行っております。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
3 8	防災指針については、緊急性の観点から、指針のみでなく施策を同時に盛り込むべきである。特に自然災害の激甚化に対しては、防災減災対策だけでは被害を防げないことも多いことから、危険地域を特定し、そこに住む住民を安全地域に半ば強制的に移住させることが必要だと考える。	防災指針につきましては、水害・土砂災害・地震の災害種別ごとにリスク分析を行い、これに関連する具体的な施策を位置付けており、地域の主体的な防災まちづくりの推進などの取組を行っております。 また、本計画では、洪水浸水想定区域計画規模浸水深 3 m以上のエリアで住宅の用に供する建築物の新築や改築などを行う際に、市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促してまいります。 なお、現時点での移転の対応は想定していませんが、今後の人口動態や社会状況等を注視し、必要に応じて対応してまいります。	D
3 9	所有している土地の一部に急傾斜地があり、その上下には住宅地が広がっており、災害時はとても不安である。このような土地に対し、市の負担で工事してくれる制度があるのか。（同趣旨他 1 件）	本計画では第 6 章の防災指針に係る事業として、宅地防災対策事業や急傾斜地崩壊対策事業を位置づけており、がけ対策につきましては土地所有者や住民からの御要望を受け、現地状況が一定の基準に該当する場合は神奈川県が急傾斜地崩壊危険区域を指定し、対策工事を行う急傾斜地崩壊対策事業があります。また、擁壁の設置や改修に係る費用の一部を助成する宅地防災工事助成金制度も御用意しております。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
4 0	開発行為が困難な土砂災害特別警戒区域の斜面緑地や既存不適格擁壁が放置されている現状についてどのように考えているのか。リスクを認識しているのに土地所有者に働きかけはしないのか。 （同趣旨他 1 件）	本計画につきましては、居住や都市機能の促進・誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図る防災指針を作成し、同指針のまちづくりの方針である、自然災害による被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成の実現に向けた施策を設定し、取組を行っていくことで都市の防災に対する機能の確保をめざしております。 また、本計画では第 6 章の防災指針に係る事業として、宅地防災対策事業を位置づけており、市内のがけ地につきましては、状況把握のためパトロールを行うとともに、変状などがみられる場合には、土地所有者にがけの状況をお伝えし、擁壁の設置や改修に係る費用の一部を助成する「宅地防災工事助成金制度」等を案内することで、リスク周知及びがけ対策の促進を図っております。	D
4 1	災害発生時に必要な仮設住宅用地を市内の安全な場所に想定しているのか。想定している場合、現在確保できている区別の戸数内訳を明記してほしい。 また、仮設住宅の災害対策上の仕様書を作成しているのか。	応急仮設住宅の建設用地につきましては、各区に整備されている公園や学校など安全な場所を想定しております。また、応急仮設住宅につきましては、賃貸型と建設型の 2 種類があり、災害発生時には、まず、迅速に対応することが可能な賃貸型を優先して供給し、被害状況や必要戸数等を把握しながら、建設型の整備に取り組むこととしております。 なお、仮設住宅の仕様書につきましては、神奈川県内で統一された標準プランを作成しております。	E

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
4 2	令和元年東日本台風の被害を踏まえて、等々力緑地やハザードマップで水害が予想されるエリアにおける再開発等においては周辺環境に影響を及ぼさない範囲で土地の嵩上げを条例や地区計画で定めて指導する必要があるのではないか。	現状では、水害が予想されるエリアの再開発等において、土地の嵩上げを条例や地区計画で定めることは想定しておりません。 なお、令和元年東日本台風を踏まえ、河川・下水道等の取組や適切な避難行動につなげるマイタイムラインの啓発の取組などを行っております。 また、本計画におきましては、令和元年東日本台風と同規模の降雨規模である洪水浸水想定区域の洪水浸水想定区域計画規模浸水深3 m以上のエリアで住宅の用に供する建築物の新築や改築などを行う際に、市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促してまいります。	D
4 3	洪水ハザードマップと計画素案では異なる降雨規模を使用していると思うので、この点を市民に分かりやすく説明すべきである。	洪水ハザードマップにつきましては、想定最大規模降雨を採用することとされており、想定する降雨量としては多摩川では2日間で5 8 8 mm、鶴見川では2日間で7 9 2 mmとされております。 一方、本計画では計画規模降雨を採用しており、想定する降雨量としては、多摩川では2日間で4 5 7 mm、鶴見川では2日間で4 0 5 mmとされております。 市民にその趣旨がより分かりやすく伝わるよう、御意見を踏まえ、「第6章防災指針」に洪水ハザードマップと本計画で扱っている降雨規模の違いが分かるように追記いたしました。	A

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
4 4	首都圏直下地震対策にあたっては耐震補強や老朽化した建物の建て替え等が早急に必要である。建物単位で旧耐震基準の建物の占有率を市域全体でマップ化し、耐震化の目標値を本計画素案の中で区別に設定してほしい。特に高齢者や年金暮らしの方々への耐震化支援策をもっと思い切ってやる必要がある。	本計画では第6章の防災指針に係る事業として、木造建築物耐震対策事業、民間マンション耐震対策事業や特定建築物耐震対策事業を位置づけております。建築物の耐震対策につきましては、「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化率を令和2年度の95.6%から令和7年度までに98%、多数の者が利用する大規模な特定建築物など、地震災害対策上特に重要な建築物である特定建築物の耐震化率を令和2年度の95.2%から令和7年度までに97%とする目標を定め、耐震診断、耐震改修等に係る支援など、耐震化の促進に取り組んでおります。耐震改修等に要する経済的負担の軽減につきましては、木造住宅耐震改修等事業助成制度において、申請者の世帯の市民税の課税状況に応じて限度額を引き上げ、費用の一部を助成しているところです。引き続き、市民の生命や財産を守るという観点から、取組を進めてまいります。	D
4 5	自宅が洪水浸水想定区域計画規模浸水深3mのエリアになっているのだが、建物を建てた際に盛土をしており、周りの建物よりも床下までの高さが一番高いのだが、なぜ自宅だけが区域内なのか。	国が公表している洪水浸水想定区域（計画規模）に基づき、本市独自の届出区域の設定を行っております。この区域につきましては面的に設定しているもので、個別の建物ごとに設定しているものではありません。今後、国が公表する区域が更新された場合には、本計画の区域設定もあわせて更新してまいります。	D
4 6	川崎は地震にも洪水にも弱い、不安定な地盤の上にある。そのため計画にあたっては、本来は人が住む場所ではなかった場所を利用していることを前提とし、自然に逆らわずに暮らしていくために必要な知識を盛り込みつつ、長期に土地を改良していくという考えをもって臨む必要がある。	自然災害による被害を軽減するまちをめざし、震災に強い市街地の形成や地盤被害・浸水被害の軽減に向けて様々な取組を進めております。引き続き、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保等に取り組み、災害に強い都市づくりを進めてまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
4 7	危機管理室部局や消防、学校、福祉の関係者に対して、まちづくりに期待するハードとソフトを幅広く情報収集して欲しい。液状化対策や雨水貯留、熱対策、防火、嵩上げの推進など、現時点から取組を進めていく災害対策は数多くあると考えている。	本計画の検討につきましては、危機管理部門や福祉部門、建設部門など様々な関係者と連携して取組を進めております。引き続き、各関係部門と連携を図りながら、計画を策定・推進してまいります。	D
4 8	水害は行政区だけ見ていては正確な情報ではない。多摩川流域や鶴見川流域は「流域治水」に対応して対策しており、川崎市もその対策を実施しているので、その点についても考慮してほしい。 (同趣旨他 1 件)	本計画では第 6 章の防災指針に係る事業として、河川計画事業や浸水対策事業を位置づけているほか、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、国や流域自治体等と協働し多摩川・鶴見川流域全体で流域治水を進めておりまして、河川・下水道等の取組や適切な避難行動につなげるマイタイムラインの啓発の取組などを進めてまいります。	D
4 9	多摩川沿いは洪水被害の可能性も高く密集市街地も多いので、復旧復興のためのオープンスペースの確保は重要だと思うので、緑地公園活用の適正化をすすめてほしい。	公園・緑地につきましては、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積の場所としても重要な役割を果たすことから、引き続き、既存公園の整備に努めてまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
5 0	届出の対象施設に小中学校を加えるべきである。市内の小中学校の中で災害リスクが高い箇所は避難所としての機能を果たすことができるのか。市民の人命を考えるならば早急に避難所のリスクの情報開示とその改善を図るべきである。もし早急に改善ができないようならば避難所から外した方がよい。	居住促進区域に係る届出につきましては、住宅等の立地動向を把握するため、都市再生特別措置法に基づき、一定規模以上の住宅等を建築する際などに届出が義務づけられているものです。また、防災指針に定める市独自の届出につきましても、自然災害リスクの周知・啓発や浸水被害軽減の配慮を促すため、居住促進区域に係る届出を参考に、住宅等を建築する際などに届出を求めるものです。 また、避難所につきましては、洪水の場合を例にすると、想定浸水深に応じ避難上有効なスペースがあることを指定の条件とするなど、法令で定める基準に適合する施設を指定しているところです。 なお、平時から避難所までの避難経路や避難時のリスクを確認するなど、適切な避難行動につなげられるよう、洪水や土砂災害などの各種ハザードマップにより市民への啓発を行っております。	D

5 届出制度・目標値・進捗管理に関すること（7件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
5 1	将来的な人口減少・少子高齢化の更なる進展や、自然災害リスクの高まりへ対応するために「まちづくりの方針」および目標値をこのように定めた根拠を教えてください。 また、進捗管理は指標を追うだけでなく、将来的な人口減少・少子高齢化の更なる進展や、自然災害リスクの高まりがどのようにコントロールできたかを評価する必要がある。	本計画では、本市の現状を踏まえ、人口減少・少子高齢化の更なる進展と自然災害リスクの高まりの2つの課題に対して対応を図ることとしております。具体的には居住促進、都市機能誘導、防災指針の3つの観点から2つの課題に対して対応するため、それぞれ目標値を設定しております。なお、これらの目標値につきましては、国が公表している「立地適正化計画の作成の手引き」や他都市の事例を参考に設定しております。 また、進捗管理につきましては、国の動向などを踏まえながら、効果的な手法などを引き続き検討してまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
5 2	周辺の自治体と取組内容を比較し、川崎市の計画が妥当かどうかといった検証を行っているのか。川崎市が独自でアイデアを捻出・検討をしているとすれば、進め方が非効率に見える。また、比較をしている場合は、計画に考慮させるべきである。	周辺自治体の取組内容との比較調査や、国が公表している「立地適正化計画の策定の手引き」を踏まえながら計画内容を検討しております。計画内容につきましては、今後の国の動向などを踏まえながら、必要に応じて見直しを図ることを想定しております。	D
5 3	本計画素案の趣旨は理解できた。具体的な届出事務については、効率的な仕組みになるように心掛けていただきたい。すでに、開発行為の届出や建築確認といったものの資料で、行政は立地適正化計画に必要な情報は入手できるはずなので、重複する書類の作成や二度手間の届出作業など現場の負担とコスト増につながらないような仕組みを整えてほしい。	立地適正化計画の届出制度につきましては、都市再生特別措置法に基づき、届出が義務付けられているものです。また、市独自の届出制度につきましては、開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で建物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ等の基本情報について届出を求めるものですが、効率的な運用ができるよう検討してまいります。	D
5 4	都市機能誘導に係る目標値について、「市内の広域拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合」（75.0%）と「住まいの区にある地域生活拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合」（48.8%）の現状値には差異があるが、具体的には、どこのエリア（区）の割合が低いのか。	現状値につきましては、「令和5年度川崎市総合計画に関する市民アンケート調査報告書」を基に算出しており、地域生活拠点駅である新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅のうち、鷺沼・宮前平駅周辺（宮前区）の割合が最も低くなっております。	D
5 5	防災指針に係る目標値において、土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合を0.46%から0.38%に削減する目標を設定しているが、具体策を明記してほしい。移転勧告をするためにはその支援策が必ず必要である。	土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合の目標値につきましては、今後の住宅開発などによる土砂災害特別警戒区域の解除を見据えた目標値としており、移転勧告を行うことは想定しておりません。	D
5 6	目標値について、令和27年度の目標を現状値以上と記載している箇所があるが、はっきりと数値目標を記載すべきである。	本計画期間は20年と一定程度長期間であることから、現状で推定しづらい目標値につきましては「現状値以上」としております。今後計画を推進していく中で、適宜、見直しを行ってまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
57	居住促進区域の届出時期を開発行為又は建築行為等に着手する日の30日前としているが、その時点では既に実施設計は終了しているので遅すぎると思う。効果的な時期や方法を再考すべきである。	居住促進区域に対する届出制度につきましては、居住促進区域外における住宅等立地の動向を把握し、既存の取組を充実させるための参考とすることを目的としております。また、都市再生特別措置法において、開発行為又は建築行為等に着手する30日前までに届出を提出することが義務づけられており、本市としましても、届出に必要となる資料や図面等を用意するためには、開発や建築計画がおおむね決定していなければ提供できないものと考えており、法令で定める30日前までの届出については、妥当な期日であると考えております。	D

6 その他（19件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
58	市街化調整区域において、農作業を行う後継者がおらず、いずれ管理できず荒地になってしまい、犯罪の温床になることなどが懸念される。未来の地域の為にも活用できる土地部分は市街化調整区域から外してほしい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、市街化区域への編入につきましては、「区域区分の基本的基準」に基づき判断しており、既に市街化区域と同等の水準と認められる市街地を形成している区域であることや、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備が確実に行われると認められる区域であることなど一定の条件を満たすことが必要となります。	E

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
59	開発から相応の期間が経過した地域では老朽化した建物が散見されるが、こうした建物の中には現行の都市計画制限において容積率超過など既存不適格の状況に陥っていることが建て替えのハードルになっている事例も多々あると考えられる中で、規制緩和などを図ることはできないのか。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、規制緩和の手法としましては、都市計画法に基づく容積率緩和制度がありますが、原則として2号再開発促進地区や都市再生緊急整備地域などの市街地の再開発等を促進すべき地域の位置づけがある区域内にあって、一定の広がりがある計画地を対象として活用が可能な制度となっております。 また、建築基準法第59条の2に基づく総合設計制度があり、この制度については敷地内に広い空地を有し、その敷地面積が一定規模以上の建築物で総合的な配慮がなされているものとして、許可を取得することにより、敷地単位での容積率等の緩和が可能となっております。 さらに、同制度を活用して老朽マンションの建て替える場合にはマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく認定を取得することで許可の基準を低減することも可能となっております。	E
60	計画において、食の安全保障、自立した老後生活への視点がよく見えなかった。市民の積極的農業への関わりを支援してはどうか。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、本市では、「農」に触れ合いたいとする市民ニーズに応えるとともに、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした「農」イベントなどの開催により、市民が「農」を知る機会を提供することや、市民が「農」に触れる場づくりを推進するため、川崎市地域交流農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発すること等の取組を行っております。引き続き、市民が「農」に触れ合う機会を提供できるよう取組を進めてまいります。	E
61	老後、土地さえあれば、草むしりをして、作物を育てることで、ある程度経済活動へ寄与できると思うので、人と土地を市外へ拡大してはどうか。 (同趣旨他1件)	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、高齢者、障害者、子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと快適に暮らせる都市・住まいづくりをめざしてまいります。	E

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
6 2	市内の市街化調整区域における違法開発行為の横行や住民福祉サービスの低水準化を懸念している。農業振興を目的とした住居や福祉施設等に対して、開発や建築の基準を緩和する事によって、住民福祉の質の向上や農業振興が図られ、懸念事項の解決につながると思う。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、市街化調整区域につきましては、都市における貴重な里地、里山環境が残されているとともに、農地については、新鮮な農産物の供給機能を持っていることなどから、都市における緑豊かな自然空間として、基本的に市街化を抑制する区域となります。 また、農業振興地域につきましては、農業生産基盤の整備が行われてきたことから、都市農業として高い生産性が確保できる農地の保全に努めます。 なお、農業振興地域においても、要件が合う場合には、生産施設や加工・販売施設、休憩所などの耕作等に必要な農業用施設が設置可能となっております。 引き続き、法令に則り、適切に運用してまいります。	E
6 3	定期、不定期に係わらず市民からの意見を聞く窓口を新設することを求める。	本計画につきましては、まちづくり局計画部都市計画課が窓口となり届出制度の受付等を行ってまいります。市民からの意見等につきましても当該窓口で随時伺ってまいります。	C
6 4	基本方針における川崎市の人口動態とは、高齢化によって生じるものと定義されている解釈で正しいのか。これは周囲自治体からの転入などで人口増加する見込みはないということか。それともその効果は本資料では考慮されていないという解釈なのか。	本市の人口動態につきましては、自然動態と社会動態の両方を見込んでおり、自然動態は令和12年から令和17年の間に自然減に移行し、社会動態は一貫して社会増で推移すると想定されており、人口は令和12年頃に約160.5万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回る形で人口減少への転換が想定されております。	D
6 5	「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針（緑の基本計画）」で設定している目標値の中で、令和9年度までに樹林地が300ヘクタール、緑化地が1,082ヘクタールと設定しているが、令和4年度段階では、それぞれ46ヘクタール、97ヘクタールと大きく不足している。このギャップをどのように埋めていくのか。この目標値を達成するためには臨海部で緑地を創出することも必要だと思う。	緑の基本計画で目標とする緑の目標に対し、令和5年度末の施策面積は、樹林地が254ヘクタール、緑化地が987ヘクタールとなっております。 引き続き、目標値の達成に向けて、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備など総合的に取組を進めてまいります。 また、「川崎市緑の基本計画」では、臨海部を「緑と港が調和した臨海部エリア」に位置づけ、「かわさき臨海のもりづくり」を掲げており、引き続き、市民、事業者、行政との協働を進めながら、臨海部における緑地の創出をめざしてまいります。	D

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
6 6	まちづくりは行政だけでなくデベロッパーなど各方面の協力がなければ達成できないと思うので、しっかりと連携を図ってほしい。	引き続き、市民や事業者の方々と連携を進めながら、「人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続的なまちづくり」を進めてまいります。	D
6 7	まちづくりは市民全体で考えるべきものであるが、立地適正化計画など都市計画を市民が学ぶ機会を増やすようにしてほしい。特にこれからの若い世代に考えてほしいと思っている。	本市では、都市計画に関する事業を進める際には説明会を行い、説明用の動画を作成するなど、市民へわかりやすい情報提供を行っております。また、川崎のまちづくりの未来を担う子どもたちが、まちと関わるきっかけとして、楽しみながらまちづくりについて学べるように小学校3年生から6年生向けの副読本「まちはともだち！」を作成し授業で取り上げるなど、より多くの方に都市計画を身近に感じてもらうことができるような取組を進めているところです。	D
6 8	相続の際により価値が高まるように、自宅周辺の土地の整備をもう少ししてほしい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、引き続き、安全・安心で誰もが暮らしやすい住環境の形成に努めてまいります。	E
6 9	本計画の策定による税収増加の可否について教えてほしい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、本計画等の取組を進めることにより、魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくりが進むことで、税収に関係してくることも考えられます。	E
7 0	子育て支援の取組がまだまだ足りない。高校無償化や無痛分娩の助成、おむつの定期便、給食費の無償化などもっと充実を期待する。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、本市では、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、ライフステージに応じて地域全体で子どもや子育て家庭に寄り添い、しっかりと支える環境づくりを引き続き進めてまいります。	E
7 1	害虫による被害、避難の際の障害となることや街の美化の観点から、ごみ屋敷のような家への指導を行政が主体となって行ってほしい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、本市では、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で、安心して健やかに生き生きと快適に暮らせる都市・住まいづくりをめざしており、市民と行政の情報共有、参加、協働を基本としながら、地域の身近な課題解決を促進する地域づくりをめざしてまいります。	E

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
7 2	ゴミ集積所については周辺地域の人々と協力しながら、現状は維持できているが、新たに開発された宅地にゴミ集積所が設置されていないため、既存の集積所に持ち込まれているケースがある。新規の開発や宅地造成を行う際には、ゴミ集積所の設置を義務付けてほしい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、本市では、新たに建築物を建てる事業者等に対して、共同住宅もしくは長屋１０戸以上、戸建て１０戸以上の住宅で開発行為を伴うものを建築する際に、敷地内にごみ集積所を設置することに関して、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び規則により義務付けているところです。また、１０戸未満の場合等につきましては、ごみ集積所設置の事前相談の必要性について、正しく関係事業者を理解していただくよう普及啓発を行っているところですので、引き続き、効果的な周知を行ってまいります。	E
7 3	かすみ堤の土手は夏になると草木が生い茂り視界を遮るため、事故の発生や避難時の支障とならないよう、草刈りや防草シートを貼るなど何かしら対策をしてほしい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、かすみ堤及びその隣接道路部につきましては、国土交通省の土地となっており、その一部を道路として川崎市が占用許可を得て維持管理し、除草を行っております。道路以外の部分につきましては国土交通省の所有となることから、コンクリートや防草シートの設置の御要望があった旨を申し伝えます。	E
7 4	自然災害の激甚化、頻発化に備えるため、自宅前にある市所有の雑木林の伐採をお願いしたい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、公有地化した緑の保全地域等につきましては、越境枝の支障枝撤去を行うなど、引き続き、緑地の良好な維持管理を実施してまいります。	E
7 5	川崎市の行政など重要施設の多くは川崎駅周辺地区にあり、災害時の行政機能維持に不安を感じるが、都市機能の分散化、例えば川崎市北部に市役所を建てるなど事業継続のためのバックアッププランも別途検討されているのか。	本計画では防災対策管理運営事業を位置づけており、川崎市役所本庁舎の防災センターに被害が生じ、設備の応急措置等によっても機能が回復しない場合は、防災センターの予備施設である多摩区役所の多摩防災センター等適切な場所を選定し、災害対策本部を位置づけるなど、災害時のリスク分散についても検討を行っております。	D

5 素案からの変更点

(1) パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

※下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
【川崎市立地適正化計画】 ・居住促進区域の設定に関する御意見を受け、記載を加筆 (No.19)	(概要版 P5) ・なお、現計画において、都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めています。	(概要版 P5) (新設)
【川崎市立地適正化計画】 ・居住促進区域の設定に関する御意見を受け、記載を加筆 (No.19)	(概要版 P6) ※現計画において、都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めています。	(概要版 P6) (新設)
【川崎市立地適正化計画】 ・本計画で採用する降雨規模に関する御意見を受け、記載を加筆 (No.43)	(概要版 P9) ※【計画規模】 河川整備の目標の降雨規模（発生確率年 多摩川：約 1/200、鶴見川：約 1/150） 降雨量：多摩川：457 mm/48h、鶴見川：405 mm/48h 【想定最大規模】 発生確率は極めて低い、最も大きな被害が想定される降雨規模 降雨量：多摩川：588 mm/48h、鶴見川：792 mm/48h	(概要版 P9) (新設)

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っております。